

# 大阪府・大阪市 特別区設置協議会だより

(発行・編集)大阪府・大阪市特別区設置協議会(事務局:大阪府大田区大田) 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 電話番号:06-6208-9728 FAX番号:06-6202-9355

2015年3月 **〈第4号〉**

## 第21回協議会(平成27年1月13日)において、特別区設置協定書(案)がとりまとめられました。

平成25年2月1日に「大都市地域における特別区の設置に関する法律」(以下「大都市法」といいます。)に基づき、大阪府・大阪市特別区設置協議会(以下「協議会」といいます。)が設置されました。

協議会は、大阪府知事、大阪市長、府市両議会の議員を委員とし、大阪府と大阪市を再編し、「新たな広域自治体」と、公選区長・区議会を置く基礎自治体\*1である複数の「特別区」\*2を設置するための具体的な制度設計について議論を重ねてきました。

そしてこの度、「特別区」の区割り(区域)や区の名義、大阪府と大阪市が現在行っている行政サービスの担い手(事務分担)などを整理し、特別区の設置について定めた特別区設置協定書(案)(以下「協定書(案)」)が取りまとめられました。

\*1 住民に最も身近な地方自治体のことで、市区町村を指します。なお、広域自治体とは都道府県を指します。

\*2 「特別区」も基礎自治体です。

## 協定書に係る住民投票等について

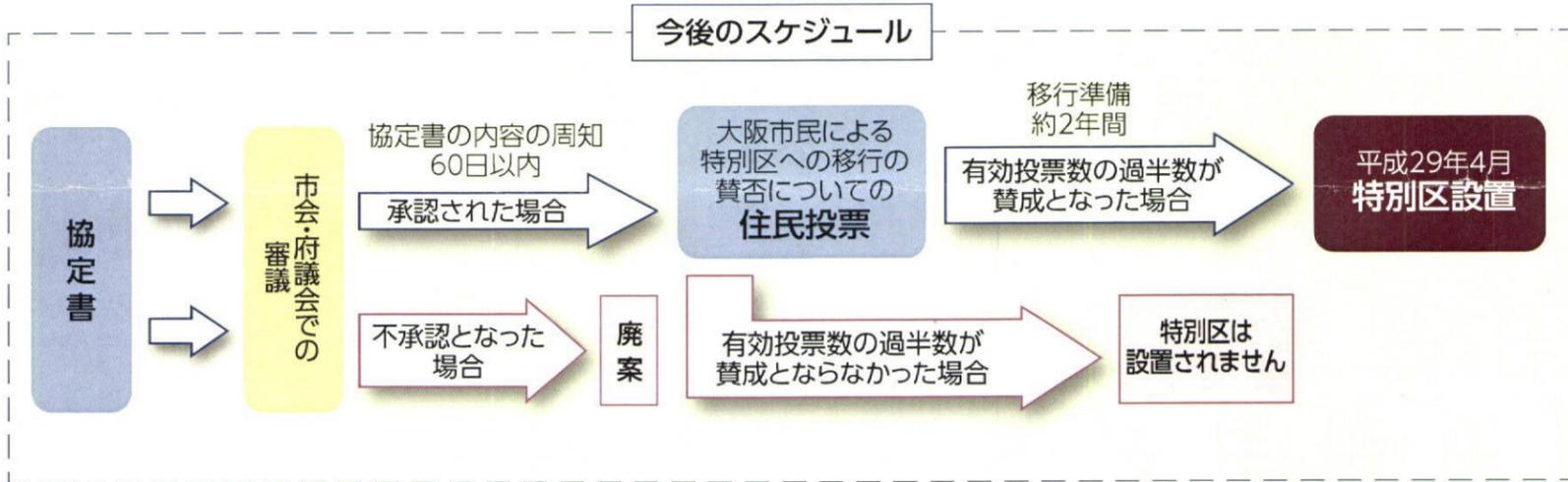
「協定書(案)」は、総務大臣への照会回答、協議会での正式決定の後に、「協定書」となります。

### 最終的に決定するのは大阪市民のみなさまです

協議会でまとめられた協定書(案)が大阪府・大阪市の両議会で審議のうえ承認された場合、特別区への移行の賛否について、大阪市民(有権者)を対象に住民投票が実施されることになります。

住民投票により有効投票総数の過半数が賛成となれば、現在の大阪市域に公選区長と区議会を置く基礎自治体である5つの特別区が誕生することになります。

### 今後のスケジュール



### 特別区の設置の日

特別区の設置の日は、平成29年4月1日です。

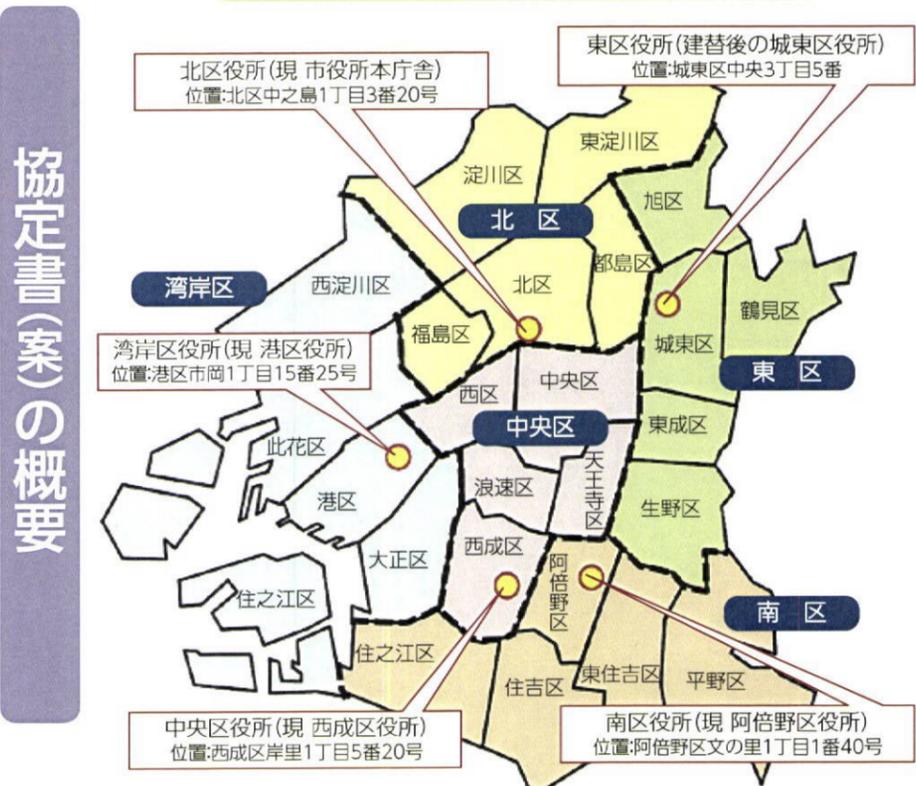
### 特別区の名称と区域

現在の大阪市域を5つに分け、新たに5つの特別区が生まれます。それぞれの区の名称と区域は下表のとおりです。

| 名称  | 特別区の区域   |
|-----|--|
| 北区  | 大阪市都島区、北区、淀川区、東淀川区及び福島区の区域   |
| 湾岸区 | 大阪市此花区、港区、大正区、西淀川区及び住之江区(南港北1~3丁目、南港東2~9丁目、南港中1~8丁目及び南港南1~7丁目の区域に限る。)の区域 |
| 東区  | 大阪市城東区、東成区、生野区、旭区及び鶴見区の区域  |
| 南区  | 大阪市平野区、阿倍野区、住吉区、東住吉区及び住之江区(湾岸区の区域となる区域を除く。)の区域                           |
| 中央区 | 大阪市西成区、中央区、西区、天王寺区及び浪速区の区域   |

★ 町名については、地域の歴史、文化などを考慮し、特別区の設置の日までの間に、住民のみなさまの意見を踏まえて市長が定めることとされています。

### 特別区の主たる事務所の位置



★ 現在の区役所等は、特別区の主たる事務所及び支所等となり、窓口業務などを引き続き行います。

協定書(案)の概要

## 特別区の議会の議員の定数

議員の定数は次のとおりです。

| 名称  | 議員の定数 |
|-----|-------|
| 北区  | 19人   |
| 湾岸区 | 12人   |
| 東区  | 19人   |
| 南区  | 23人   |
| 中央区 | 13人   |

## 特別区と大阪府の事務の分担

現在、大阪市と大阪府が行っている事務を特別区と大阪府で分担します。

なお、事務の承継にあたっては、これまで大阪市と大阪府が蓄積してきた高度できめ細かな住民サービスの水準を低下させないよう、大阪市と大阪府は、適正に事務を引き継ぎます。

### 特別区が担う事務

◎大阪の特別区は、中核市が担う事務を概ね行い、都道府県・政令指定都市が担う事務のうち住民に身近な事務も行います。  
また、各特別区に支所等を設け、窓口サービス等は、引き続き身近な場所で受けていただけるようにします。

#### 【特別区で実施する事務】

保育、子育て支援、児童相談所、福祉、保健所・保健センター、環境監視、地域のまちづくり、公営住宅（現 府営住宅を含む）、地域の企業支援等、小中学校（教職員人事・研修を含む）、図書館、文化財保護、パスポート交付、防災 等

#### ★支所等で実施する事務

住民票等窓口サービス、保育所入所手続、国民健康保険窓口業務、生活保護相談・申請等、その他福祉窓口業務、健診、予防接種、関係証明書発行 等

◎専門性の確保やサービスの実施に公平性・効率性の確保が特に求められる事務は、一部事務組合や機関等の共同設置等により特別区が連携して行います。

#### 【一部事務組合で実施する事務】

国民健康保険事業、介護保険事業、水道事業、システム管理、施設管理（中央体育館・泉南メモリアルパーク等）、財産管理（売却予定地の管理処分等） 等

### 大阪府が担う事務

大阪府は、特別区を包括する広域の地方公共団体として、大阪全体の成長、都市の発展及び安心・安全に関わる事務や特別区の連絡調整に関する事務を行います。

#### 【大阪府で実施する事務】

成長戦略・グランドデザイン、まちづくり（都市再生特別地区・用途地域等）、広域的な交通基盤整備、成長分野の企業支援、港湾、下水道、病院、高等学校、特別支援学校、大学、消防 等

## 財源の配分・財政の調整

### 大阪府の税源

- 1 都道府県税
- 2 市町村税のうち、法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税

### 特別区の税源

市町村税のうち、個人市町村民税、市町村たばこ税、軽自動車税 等

### 財政の調整

**目的：**大阪府と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保することを目的とします。

**方法：**法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税の収入額に大阪府の条例で定める割合<sup>※3</sup>を乗じた額を特別区財政調整交付金<sup>※4</sup>として特別区に交付します。

同交付金が上記の目的を達成するための額を下回るおそれがある場合には、条例で定める額を加算します。

**その他：**目的税である都市計画税及び事業所税は、大阪府と特別区の双方の事業に充当することとし、交付金により特別区に配分します。

※3 大阪府の条例で定める特別区財政調整交付金の割合については、特別区設置の日までの地方財政制度の動向も確認したうえで大阪府知事と大阪市長で調整します。

※4 特別区財政調整交付金は、地方交付税の算定方法に概ね準ずる方法による配分を基本とし、生活保護費など義務度の強いものは実態に応じて算定します。

## 大阪市の財産の取扱い

大阪市の財産は、市民が長い歴史の中で築き上げてきた貴重なものです。市民サービスを進めるうえで必要な財産は、事務分担に応じて、特別区又は大阪府が承継します。

また、未利用地、株式、出資による権利や債権、基金等の財産は、特別区が承継することを基本とし、大阪府が分担する事務に密接不可分な財産に限り、大阪府が承継します。

大阪府が承継した財産について、事業が終了した場合の取扱い等は、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議します。

## 大阪市の債務の取扱い

大阪市の債務は、引き続き確実に履行する必要があります。

特別区設置までに発行した大阪市の地方債（市債）は、債権者保護や金融市場の秩序維持の観点から、大阪府が承継したうえで、大阪府や特別区等が返済経費を負担していきます。

一般会計等で発行した市債の場合、大阪府と特別区等の負担割合は、事務の分担に応じて3:7となります。

また、大阪府や特別区の負担額は、税源配分や特別区財政調整交付金の交付などを通じて財源が確保される仕組みとしています。

## 職員体制

特別区及び大阪府において、事務の分担に応じた最適な職員体制を構築します。

特別区は、近隣中核市をモデルに、大阪市の特性などを踏まえた職員体制とし、大阪府は、大阪市からの事務の移管後も、全国でも有数の効率的な職員体制を整備します。

## 大阪府と特別区の連絡調整の場

大阪府及び特別区の手続きの処理について、大阪府と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、大阪府・特別区協議会（仮称）を設置します。

協定書(案)の概要



## 自由民主党の意見表明

第21回協議会では、協定書(案)について、各会派より意見表明がなされました。(発言順に掲載しています。)

- ◇ 今回出されました特別区設置協定書(案)について、自民党から見解を表明させていただきます。
- ◇ まず、今回の協定書(案)の内容については、大阪市会の議論の結果を受けて、本日若干修正はしているものの、維新の会のみで開催された協議会で案となり、昨年10月27日に大阪府議会、大阪市の会において否決されたものと全く同じであることから、**自民党としては反対**であります。
- ◇ 以下、これまで両議会の議論と重複することになりますが、反対の理由を3点述べさせていただきます。
- ◇ まず1点に、**最大約70万人の人口を擁する特別区をつくること**になる大阪市の5つに分ける区割りであります。
- ◇ 大阪市5区分割案の原案は、そもそも大阪市のブロック化案を検討するに当たり、公募区長たちが地域の声を聞くことなく短期間で作成されたものであり、その後、現在の住之江区を2つにさらに割るなど、**地域の歴史や伝統を無視した、公平な視点での市民意見など全く反映されずに決められた、極めていかげんなもの**であります。
- ◇ さらに、庁舎問題や災害対策など、それぞれの特別区が独立した自治体として運営するには、多種多様な欠陥を抱える状態になっており、明るい未来が想像できるものではありません。
- ◇ 2点目は財政問題です。
- ◇ 「府市再編により二重行政の無駄を廃して出てきた大きな効果額で、大阪の成長を担う」というのが、いわゆる大阪都構想のうたい文句でありましたが、これまでの協議会、議会での議論を振り返れば、当初掲げられた理想は全て夢物語であることが明らかになりました。
- ◇ 財政シミュレーションでは、17年間で約2634億円の効果額があると過大に積み上げられておりますが、これらのうちの約2206億円は、府市連携や市政改革などの行政改革をもって実現できるものであり、逆に**分割コストが約650億円以上もかかることを考えれば、特別区設置は約226億円の赤字になる**ということが明らかになりました。財政的にも、特別区設置は新たな無駄を生じさせることが明確になったのです。
- ◇ おまけに、**大阪市内における特別区の自主財源は、現在の大阪市税収の4分の1と大幅に減少し**、財政調整に頼らざるを得ないわけですから、いくら区長を公選で選んだとしても、その区長に住民の声に応えるだけのお金の入った財布はないのです。
- ◇ 3点目は、今の府と市の関係以上に複雑になる意志決定です。
- ◇ 「府知事と5人の特別区長、必要に応じて議会代表者なども含めた構成員になる**都区協議会で決める**」とされていることがあまりにも多いこと、そして、財政規模が約6400億円にも上る、**他に類をみないメガ一部事務組合**、住民から遠い存在となる組合議会で、その事務についての議論と決定が行われます。結局、最少で湾岸区の12名となるような各区の特別区議会では、何も決められず、住民の声に対してきめ細やかに対応できる**ニア・イズ・ベター**とはほど遠い実態が、この協定書(案)からは見て取れます。
- ◇ 以上、主な3点を挙げさせていただきましたが、ほかにも事務処理特例条例での事務移譲や、用途地域さえも決められない特別区の権限、大都市特有の行政需要に対して対応しきれないかどうか分からないような職員体制、今まで大阪市の一括で担ってきた事業を、無理やり広域と基礎と一部事務組合とに分けた事務配分、無味乾燥な区の名称、さらには協定書(案)には書かれていない、議論もされていない不確定事項があまりにも多いことなど、問題を挙げれば切りがありません。
- ◇ 私たちは、特別区設置に当たって、大都市法に規定する最終最後の住民投票を否定するものではありません。しかし、その住民投票なるものは、やはり住民代表である議会が、住民のよりよい生活のためになるという信念のもと、協定書(案)に賛同するという前提があるべきだと考えます。
- ◇ **非常に複雑多岐にわたる大都市制度の詳細事項について、理解いただくのが難しい中で、取り返しのつかない大都市制度の転換に向けての判断を、住民に責任転嫁することは、議会の責任放棄にもなるのではないかと考えます。**
- ◇ 加えて、大阪のみならず、自民党としての考え方についても申し上げておきたいと思えます。
- ◇ 自民党は党として、大都市法に賛成をいたしました。これは、大阪における適用も含めた、特別区設置を広く道府県と政令市が抱える課題の解消の一つの方法として、手法として認めたということであり、**党本部と大阪の自民党で見解が異なるということではありません。**
- ◇ 一方で、自民党は地方分権を大切にす政党であり、地方のことは地方で決めるという大原則を持っております。この間、大阪における広域戦略の一元化や住民自治の強化に向けて、特別区設置についても、その実現可能性や現状との比較優位性を探りながら、真摯に議論を進めてまいりましたが、このたびの協定書(案)作成の過程、及び具体的な協定書(案)を見るに当たり、**大阪にはいわゆる都構想は必要ない、無駄である、無意味である**ということが、より明確になりました。**これが結論**であります。
- ◇ また、総務大臣は、前回の協定書(案)に対して、技術的助言をしつつも、特段の意見なしと回答をされました。今回の協定書(案)についても、仮に同じように総務省に出されたとしても、同様の回答が予想されます。ただ、これは手続上、書くべきことが書いてあるにすぎず、この協定書(案)がすばらしいと太鼓判を押しているわけでもなく、この**協定書(案)どおり特別区設置を行えば、大阪にバラ色の未来があることを総務大臣が認めた**ということでは当然ないということも指摘しておきたいと思えます。
- ◇ さらに、最後に1点、要望しておきます。
- ◇ 今回の協定書(案)についても、急きよ、「このたび修正がある」との話が本日の協議会の告知後にありました。これ以上、時点修正などを加える点は本当にないのでしょうか。ささいなことではありますが、かつあきれて、あえて申し上げませんでしたけれども、提示されたこの協定書(案)のページ、164ページには病院局という言葉がございます。昨年10月1日をもって病院局はなくなっております。あまりにもずさん、不細工な話です。本来であれば、協定書(案)を再度、提示する際に、修正箇所などは十分精査して、修正した上で提出されるべきものであります。今後も修正が仮に必要なときには、前回のようには会長一任ではなく、逐次協議会を開催して確認されるよう求めておきます。輕易なものは事後報告が許されたとしても、重要な修正が勝手になされるようなことは、断じて許されないと申し上げておきます。
- ◇ 以上、るる申し上げましたが、**大阪市民の生活に新たな不安と新たな無駄と新たな労力を押し付ける今回の協定書(案)については、断固反対**であるということを重ねて申し上げ、自民党の見解表明といたします。



## 民主党・OSAKAみらいの意見表明

- ◇ 民主・みらいの見解表明をさせていただきたいと思えます。
- ◇ まず、前提といたしまして、常に「入り口論を言うな」というご指摘もありますけれども、これを言わないと我々の基本的な姿勢がご理解いただけないので、簡潔に申し上げます。
- ◇ いわゆる都構想、大阪市廃止・分割構想につきましては、これまでずっと議論の過程で、協議会より前の「大阪にふさわしい大都市制度推進協議会」のときから私どもは主張してまいりました。大きく簡単に言えば、「1つは地域主権、地方分権に逆行する府県集権主義である」ということ、それから2点目として、「あまりにも急激な、乱暴な改革は大阪市民の市民生活への影響が大き過ぎる、好ましくない」と、このことを一貫して主張してまいりました。
- ◇ そのことを前提といたしまして、昨年7月23日の第17回協議会で決定されたことになっております協定書(案)は、強引な手続によりまして、先ほどもお話をしましたが、維新の会が単独で決定したものであります。
- ◇ その協定書が10月27日の府議会、市会本会議において、既に否決をされております。その否決された協定書を、本日、急に、一部修正がありました。何ら本質的な修正はない、基本的に全く同じものを、前回、市長のほうから突然提案され、提出をされたということでありまして、当然のこととして私どもは賛成できません。本日、取りまとめを行うことには反対である、このことをまず申し上げます。
- ◇ また、そもそも否決された協定書と同じ協定書(案)を、再度提案をして、仮に協議会で可決されて、議会でも可決されるということになるとすれば、10月27日の議決をみずから否定をすることになるわけでありまして、果たしてそういうやり方でいいのかどうか、大いに疑問であります。
- ◇ 大都市法上の手続の問題も、前回の協議会でも、自民党でしたか、ご指摘がございましたように、「私どもも問題がないのかどうか、総務省へ照会するべきである」と、このことを申し上げておきたいというふうに思えます。
- ◇ 冒頭申し上げましたように、都構想、大阪市廃止・分割構想に、我が会派として、そもそも反対でございますけれども、この間、一貫して申し上げてきましたように、協議会において協定書(案)について議論することを否定はもちろんしておりませんし、また議論を妨害したこともございません。仮に大阪を廃止をして、特別区を設置するとした場合に、実現可能な案となるように、あるいはまた市民の皆さんに被害が及ばないようにという見地から、問題点や矛盾を指摘してきたわけでございます。
- ◇ 維新の会以外の他の会派の委員の皆さんからも、様々な意見が出されました。これらの指摘に対して、知事、市長、維新の会の皆さんは、真摯に応えることなく、乱暴かつ急ごしらえで協定書(案)の作成をしたということで、手続はもちろん、中身においても我々は反対せざるを得なかった、これが正しい経過でございます。
- ◇ したがって、今申し上げましたように、本日取りまとめに反対でございますけれども、そして我々としては、もう一旦否決をされた過去のものであると思っておりますが、この協定書(案)の中身について、念のために問題点を何点が指摘させていただきます。
- ◇ 1点目に、そもそも当初、都構想、大阪市廃止・分割構想の基本的な考え方は、「地域自治は、より住民に近い特別区へと、成長戦略等を大阪府へ集約し、強力な広域行政体とする」ということで都市間競争に打ち勝ってほしい、大体こういうような主張ではなかったかというふうに思っております。
- ◇ 大阪を廃止して5つの特別区に分割することで、確かに見かけだけは260万都市大阪より、それぞれの特別区は小さくなって、一見、住民に近くなったように見えます。しかし、実際には、5つの特別区には十分な権限や財源が保障されず、その自治権は、いわゆる一般市にも及ばないものとなってしまっている、このことが最大の問題でございます。
- ◇ また、独立した基礎自治体であるべき特別区に、一旦配分されたはずの事務についても、共同処理のためと称して、巨大な一部事務組合が新たに設立をされることになっております。住民からも議会からも、チェックやコントロールが及びにくい遠い存在になってしまうということであり、結局のところミニ大阪市であり、三重行政となる、この点が1点目でございます。
- ◇ 2点目は、職員体制について、近隣中核市との単純比較をもとに算出した配置数案なるものが出されております。昼夜間人口の差や大都市特有の需要を無視した極めて形式的な机上の論理でありますし、さらに、5つに分かれることによって、本来、職員数が減るということは考えられないわけですが、現行より少ない職員数になっているということで、あらかじめそういう職員削減計画が特別区長に課されているということであり、特別区長のマネジメントを侵しているということ。そして、しかもその中身が再編効果に組み込まれているということで、計画どおり実行されなければ成り立たない財政シミュレーションになっているということが2点目でございます。
- ◇ さらに3点目は、再編効果額や再編コストにつきまして、これまでいろいろ指摘されておりますように、そもそも当初、公言された年間4000億円はおろか、大阪の成長に必要な投資に回せる財源はあまりないこと。府・市統合と無関係な民営化やリストラ効果見込み額が大半であるということであること。さらに、効果が発現する保証はないけれども、一方、庁舎の確保やシステム改修など、再編コストは最初から必ず発生するということになっているということでありまして、
- ◇ 以上は、パッケージ案の段階から指摘をされてまいりました。協定書(案)、協定書になる段階で、さらにこれらのことは、ひどいことになっております。その最大の点は、法改正をあきらめた、放棄をしたということでありまして、中核市並みや、あるいは政令市の権限も一部移ることになっておりますが、何らそれは法制度上、保証がされない、こういうものになってしまっております。
- ◇ 以上の結果、協定書(案)の内容は「中核市並みの特別区」は名ばかり。文字どおり、東京都区制度と同じものになってしまっているということでありまして、そういうものには賛成ができません。
- ◇ また、「1回やってみたらいい」という議論も成り立ちません。元に戻したいというふうに住民の皆さんが望んでも、法制度上は元に戻すことができません。危険が大き過ぎるということでありまして、
- ◇ 私どもは、現行の法制度である改正地方自治法に基づく、できる改革をまず積極的に取り組むべきであって、もしそれでも成り立たない、うまくいかない、大阪の再生に結びつかないということであって、初めて制度の改革の議論を進めるべきであるというふうに考えている点を申し添えまして、初めから急激な改革方法、制度改革を選択することは反対である。劇薬より漢方薬をということを申し上げまして、反対の意見表明をさせていただきます。



## 日本共産党の意見表明

- ◇ 日本共産党の意見表明をさせていただきます。
- ◇ まず、今回のやり方、手法について申し上げます。
- ◇ 12月30日の協議会では、まるでどさくさまぎれのようにして、市会と府議会で否決された協定書(案)を、そのまま取りまとめるというものを採決したわけですけれども、これは民主主義に照らしても、特別区設置法に照らしても、暴挙としか言いようがないと思います。
- ◇ 申し上げるまでもなく、特別区設置法では、住民投票にかけるには、議会での協定書の承認を必要としています。第6条に、はっきりとうたわれているとおりです。ですから、一旦、議会で否決されて存在しなくなったはずの協定書を、ほぼ無修正で再度提案するということは、この法の趣旨を真っ向から踏みにじっている、いわば闇取引という裏わざを使って、見かけだけのものにしてしまっ、議会の承認という段階を事実上、消し去ってしまったに等しいと思います。限りなく脱法的な手段だと言わざるを得ません。
- ◇ 私たちは、否決された以上、きっぱり断念すべきだと思いますが、あくまで大阪市解体、特別区設置にこだわるということであれば、今回のように住民投票ありき、日程ありきではなくて、もう一度、一から議論を尽くして新たな協定書(案)を練り上げるのが本当だと思います。にもかかわらず、市長などは、どうしてもこの協定書(案)で住民投票に持ち込みたいということのようですけれども、本当になりふり構わないといった格好になってしまっ、こういうやり方は後ろめたさが残るのではありませんかと申し上げたいと思います。
- ◇ 公明党の皆さんも、「協定書(案)は反対。されど、住民投票はやむなし賛成。」「また住民投票になれば反対する。」こういう大変に矛盾したことを表明せざるを得なくなっています。結果として、「ああ、結局、裏取引があったのではないか」とか、いろいろ言われることになるのはいかがなものかと思っ、何よりこんな大事なことが、闇取引、密室談合という最悪の形で展開をして、一体何が起きたのか真相がわからないなんていう状況は、市民の皆さんにとって、到底、承服できない、あってはならないことです。
- ◇ つけ加えれば、常々、「情報公開だ、フルオープンだ」とおっしゃっている市長がおとりになるにふさわしい手法とも思えません。そんな手法ではなく、4月には地方選挙があるわけですから、そこで正々堂々、論戦を闘わせて、両議会で維新の会が文字どおり過半数を制してから、議決なりなんなりなされたいかがかと思っ。
- ◇ 手法について申し上げてきましたけれども、否決された協定書は、内容的にも看過できるものではありません。
- ◇ まず何よりも、特別区は、住民サービスをよくするどころか、悪くせざるを得ないということは、火を見るよりも明らかです。もともと、「都構想で4000億円浮く、住民サービスをよくする」というたい文句でしたが、浮くお金なんてほとんどないということは既に明らかになっています。それどころか、立ち上げの際、庁舎建設などで600億円とも700億円とも言われる膨大な初期コストが必要であることや、事務費等のランニングコストの増加により、恣意的に職員数をカットした大都市局のシミュレーションでも、特別区を合計すると5年間で1071億円もの収支不足となる。土地という土地を売却し、財政調整基金もおおむね取り崩し、新たな借金までした上に府からの貸し付けまで受けざるを得ないという惨たんたるありさまです。
- ◇ この点については、市長自身が、「効果額の議論なんて意味がない、住民サービスをよくするとかいうものじゃない」、そういうふうにはっきりとおっしゃっています。
- ◇ 同時に、特別区が自立できない半人前の自治体に成り下がってしまうということです。財源、権限、財産を取り上げられる上に、埋めたいほどの財政格差ができてしまっ、無理やりその差を埋めるための財政調整をしなければなりません。歳入が多くて、財源を持っていかれる特別区からは不満が出るでしょうし、歳入の少ないところは肩身の狭い思いをしなければならない。どちらにとっても、自立した自治体とは、とても言えません。100を超える事務を担うという、とんでもない一部事務組合が必要になることもしかりです。
- ◇ もろもろ、自立した一人前の自治体とは言いがたいからこそ、東京23区では、都区制度の廃止を求める声が大きく上がっていることは周知のとおりです。明治22年以来の大阪市をつぶし、こんな半人前の特別区に分割するなど、到底認められません。
- ◇ その上、庁舎建設が必要とされている東区、中央区、南区について、一体どこへ建設するのか、そんな土地があるのか、全くめどが立っていません。この間の議論では、「リサーチすらしていない」と、そういうご答弁ですが、市民にとって、とって身近で肝心なことはさっぱりわからない、このまんまでどうして、住民投票だとか、住民への説明だとかいうことが言えるのか、あまりにも無責任であり、乱暴であると思っ。
- ◇ 市長はあちこちで、「車を買うときに、エンジンの仕組みなんて知らなくていい」とおっしゃっているようですが、まさにその言葉どおり、白紙委任を求めるとに等しいものです。
- ◇ このように、徹底的に大阪市を潰すということを主な目的にしながら、その一方で、私たちはまやかしにすぎないと思っ、広域行政の一元化ということも盛んに言われています。大学、高校、病院、大阪城・鶴見緑地など大規模公園、動物園、長居競技場、美術館、博物館、港湾、消防、下水、バス、地下鉄などなど、府に移管するとされているわけですが、こんなことをして、どうして大阪経済が活性化するのか、さっぱり説明がつかません。
- ◇ 市長や維新の会の皆さんは、「カジノの夢洲への誘致や、なにわ筋線の鉄道建設」などをよく口にされますが、新たな無駄遣いにこそなれ、もとよりこれで大阪の経済がよくなると思えませんが、こういうことしかないというのであれば、市民にとってまことに寂しい限りだと思っ。
- ◇ いつか来た道を繰り返すだけのことだと思っ、またぞろこのような無駄な大型開発を本気で考えておられるように見受けられます。そうすると、その財源づくりのために、市から移管した施設などを統廃合したり、売却したりするようなことを目論んでいるのではないかと心配する声が出るのも無理のないことだと思っ。
- ◇ いずれにしましても、大阪市の解体、特別区設置にしる、「広域行政の一元化」にしる、大阪都構想や府構想なるものは、市民にとって全くプラスにならないものだと思っ上げておきます。
- ◇ 最後に、この協定書(案)は、もともと維新の会以外の委員を一方向的に排除するなど、違法・脱法を積み重ねて作成したものであり、両議会で無効の決議が上げられたものです。
- ◇ それでも両議会に上程されて以降、委員会、本会議などで真摯に議論して、改めて市民にとって百害あって一利なしということを明確にした上で、両議会が否決という判断をしたものです。それを闇取引でよみがえらせて賛否を問うなどということは断じて認められないということを重ねて申し上げ、発言を終わります。



## 公明党の意見表明

- ◇ 協定書(案)について、我が党の意見と態度を申し上げます。
- ◇ 私たち公明党は、協議会におきまして、これまでさまざまな問題、課題を具体的に指摘し、また、建設的な提案を行うなど真摯に議論を重ねてまいりました。
- ◇ しかし、昨年1月、特別区の区割り案の絞り込みをめぐる、知事、市長、維新の会と他の会派との対立から、維新の会が府議会の委員から他会派を排除して以降、結果的に7月に維新の会だけで協定書(案)を決定しました。その**維新の会案の協定書(案)は、あまりにもずさんで**問題点が多く、昨年10月の大阪府議会、大阪市の両議会で否決をいたしました。
- ◇ ここで、私たち公明党が両議会で指摘した問題点を重ねて申し上げます。
- ◇ 1つは、大阪市を解体し、府市統合による再編効果について、知事は当初、「**毎年4000億円ほどの財源が生まれる**」と主張していましたが、この額については積算の根拠なく発言していたことが、知事みずからの答弁で明らかとなりました。結局、**純粋な統合効果はわずか毎年1億円にすぎません**。効果がないばかりか、特別区設置によるコストの増加については、庁舎改修と新庁舎建設費で497億円、システム改修費で150億円を始めとして、**総額680億円もの多額の経費**がかかることが明らかになっています。
- ◇ 大都市局が発表した財政推計では、平成29年の発足からスタートダッシュの重要な5年間は、特別区の収支不足が続き、その累計は858億円の赤字、一部事業が民営化されない場合は**1071億円の赤字となる**ことが明らかとなりました。新たな広域行政を担う府は大阪の成長発展の力を発揮するどころか、特別区の財政破綻を回避するために全力を挙げるといふことになりかねません。
- ◇ 次に、「ニア・イズ・ベター」の観点から、特別区は中核市並みの権限をもつ基礎自治体として住民自治の充実を図るとしていましたが、協定書(案)では、中核市並みの権限と財源を保障する法改正を見送り、大阪府の事業を府の条例によって特別区に権限移譲する事務処理特例条例の手法によることから、**特別区の自主性と財源保障は不確実なもの**となりました。
- ◇ 具体的な例として、特別区のまちづくりにおいて**重要な都市計画上の用途地域の権限がなくなり**、中心市街地の再開発を主体的に行うことができなくなってしまいました。さらに特別区の財源については、**約6300億円の市税が4分の1に激減**します。財政調整交付金の配分割合も不透明であり、とてもまともな基礎自治体とはいえません。
- ◇ また、財源の配分、新たな財務リスクに対する負担のあり方など自治体経営の根幹となる財政調整を担う都区協議会については、意思決定の仕組み、紛争処理の方法、第三者機関設置に関する具体的な内容が明らかではありません。将来のトラブルが懸念されます。
- ◇ さらに介護保険、健康保険、水道事業、システム管理、施設管理など、予算規模6000億円を超える大規模な一部事務組合、これは、政令市である堺市の全会計にも匹敵いたします。こうした大規模な一部事務組合を設立することで、**府、一部事務組合、特別区の三層構造**をつくり出し、区民の声が直接届かない仕組みとなります。
- ◇ こうしたことから、**二重行政の解消、中核市並みの権限、毎年4000億円の効果という目的が全く達成されない**ことを協定書(案)が示しています。このたび、再提出された協定書(案)は基本的に同じものであり、この協定書(案)による都構想が実現されるとすれば、大阪市民、府民の生活に重大な悪影響が出ることは明白であり、再提出された協定書(案)による**都構想には断固反対**であると申し上げておきます。
- ◇ 私たちは、この協議会において、「仕切り直して1年でも2年でも時間をかけて議論をしよう」と、こういうことを主張してまいりました。ところが、**知事、市長が「任期中に結果を出すためには何度でも同じものを出しますよ」と**、こういう**かたくなな姿勢**であったことから、今後も知事、市長と議会とがこれまでのような不毛な対立が続くことが想定されます。そうなれば府政、市政はますます混乱し、府民のための府政、市民のための市政の本来なすべき仕事が置き去りにされてしまいます。今、必要なことは都構想ではなく大阪の経済を停滞から成長へと転換する、府民、市民生活の向上です。私たち公明党は、大阪の発展のために都構想議論の収束を図ることを目指します。大阪市民の皆様とともに**住民投票で決着をつける**ことを決断いたしました。
- ◇ そこで、法律の手続の上から住民投票を実現するため、議案としての協定書(案)を承認することを表明し、意見の開陳といたします。



大阪維新の会の意見表明



(維新委員の発言は協議会だより発行に同意しておりませんので空白としました。)

# これまでの協議会(第12~21回)と市会・府議会の主な動き

★第1~11回については、大阪府・大阪市特別区設置協議会だより第1~3号に掲載しています。

|                              |  |
|------------------------------|--|
| <b>第12回協議会</b><br>平成26年1月17日 | 事務局から財政シミュレーションに関する説明を行った後、パッケージ案*5(事務分担、職員体制など)や、特別区設置にかかるコスト並びに再編効果額の試算などについて、各会派からの意見表明及び委員間協議が行われました。<br><small>※5 制度設計のたたき台となった案で、第6回協議会(平成25年8月9日)にて提出されました。</small> |
| <b>第13回協議会</b><br>平成26年1月31日 | パッケージ案で示した4つの区割り試案のうち、北区・中央区分離5区案を基本的に議論の対象とする市長・知事提案について、維新からは賛成の意見表明が、また、公明、自民、民主・みらい、共産からは、引き続き4案での議論を進めていくべきである旨の意見表明がなされました。  |
| <b>第14回協議会</b><br>平成26年7月3日  | 維新・みんなから、4つある区割り試案を北区・中央区分離5区案に絞るとともに、その区域割りを一部変更して制度設計を進めていく提案があり、その方針が確認され、併せて、市長から平成29年4月を特別区設置の日としたいとの提案がありました。  |
| <b>第15回協議会</b><br>平成26年7月9日  | 協定書に記載する項目のうち、次の4項目が決定されました。<br>1 特別区の設置の日 2 特別区の名称 3 主たる事務所の位置 4 議会の議員定数(議員報酬は3割削減)   |
| <b>第16回協議会</b><br>平成26年7月18日 | 特別区における庁舎の整備手法(中央区、南区、東区の新庁舎建設)、職員体制、財政調整の試算、各特別区の長期財政推計(粗い試算)などの説明及び協定書(案)の提案があり、質疑応答が行われました。   |
| <b>第17回協議会</b><br>平成26年7月23日 | バス事業、国から意見があった都市計画関連事務を府の事務とすることなどが協議され、協定書(案)を原案どおり決定し、国への事前協議・報告を行うことになりました。   |

<国との調整(平成26年7月24日)> 協定書(案)について、会長が総務大臣に対する事前協議及び報告を行いました。

**市会** 平成26年7月25日

・協定書(案)の無効を宣言するとともに、正常な協議会の速やかな開催を求める決議が可決されました。

<国との調整(平成26年9月2日)> 協定書(案)について、総務大臣から会長に対して「特段の意見はありません」との回答がありました。併せて、「関係者の間での真摯な議論に努めていただくようお願いいたします」との技術的な助言がありました。

**第18回協議会**  
 平成26年9月5日

**府議会** 平成26年9月25日

会長から、総務大臣からの意見などについて報告があり、その後、大都市法の規定に基づき、会長から知事、市長に対して協定書が交付されました。

・協定書の承認を求める議案が提出されました。  
 ・協定書(案)の無効を宣言するとともに、正常な協議会の速やかな開催を求める決議が可決されました。

**第19回協議会**  
 平成26年9月26日

**市会** 平成26年10月1日

**市会** 平成26年10月27日

**府議会** 平成26年10月27日

協定書に関する府・市両議会における対応などについて協議されました。

・協定書の承認を求める議案が提出されました。

・協定書の承認を求める議案が不承認となりました。

・協定書の承認を求める議案が不承認となりました。

**第20回協議会**  
 平成26年12月30日

府・市両議会における協定書の承認を求める議案の審議結果について報告がありました。平成27年2月の府・市両議会に協定書(案)を議案として提出するため、先の議会に提出した協定書(案)と同じ内容の協定書(案)が提案されました。

**第21回協議会**  
 平成27年1月13日

市長から、環境施設組合の設立に伴う協定書(案)の一部修正について提案がありました。各会派からの意見表明(3~7ページに掲載)の後、採決が行われ、修正案のとおり協定書(案)が決定されました。この協定書(案)をもって国との調整及び照会回答後、協議会の意向としては、府市の平成27年2月議会に協定書の承認を求める議案を提出することが確認されました。

<国との調整(平成27年1月14日)> 協定書(案)について、会長が総務大臣に対する事前協議及び報告を行いました。

<国との調整(平成27年2月6日)> 協定書(案)について、総務大臣から会長に対して「特段の意見はありません」との回答がありました。

## 「最終的に決定するのは大阪市民のみなさまです。」

この協議会では、これまで大阪府知事、大阪市長、大阪府・大阪市の両議会の議員からなる協議会の委員がそれぞれの立場で議論を行ってきました。その結果、特別区設置について定めた特別区設置協定書(案)を1月13日に取りまとめることができました。

今後、この協定書は、大阪府議会・大阪市の両議会で審議されますが、両議会で承認された場合には、特別区への移行の賛否について、大阪市民の有権者のみなさま方を対象とした住民投票が実施されることとなります。

この協議会だよりには、協定書の概要や協議会における各会派の意見表明を掲載しておりますし、更に詳しい協定書の内容や協議会での議論については、府市のホームページでも公表しております。大阪市民のみなさま方には、これら様々な資料をご覧ください、じっくりと考え、ご判断いただきますようお願い申し上げます。

大阪府・大阪市特別区設置協議会 会長 今井 豊

詳細について

協定書の内容や協議会の資料、議事録等は、大阪府・市のホームページからご覧になれます。  
 (電話番号 06-6208-9728 FAX 番号 06-6202-9355)

府市特別区設置協議会

検索